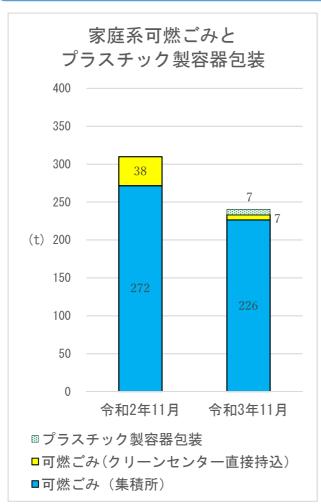
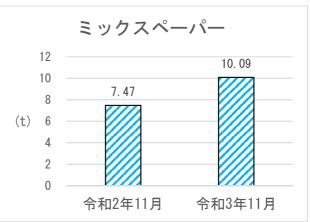
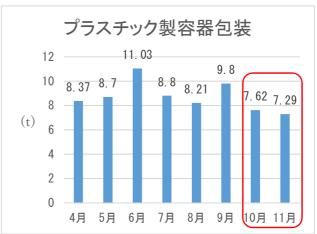
### 南知多ごみ減量化通信 第20号 令和4年1月

「11月のごみの量」と「可燃ごみ用指定ごみ袋の景品使用等の禁止」について、お知らせします。

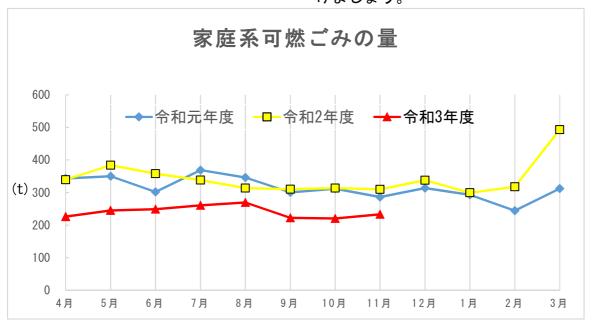
# 11月のごみの量(前年同月比較)







可燃ごみからプラスチック製容器包装を分けましょう。



### 可燃ごみ用指定ごみ袋(ピンク色)の景品使用等の禁止

商店、企業、各種団体などの皆様は、「可燃ごみ用指定ごみ袋(ピンク色)」を景品や粗品に使用しないでください。

#### 理由①

可燃ごみ用指定ごみ袋(ピンク色)の代金は、他の指定ごみ袋\*のような商品の代金ではなく、ごみ処理手数料(ごみの処理に係る費用の一部)です。

ごみ処理手数料は、ごみを出す人が、ごみを出す量に応じて直接負担すべき ものですが、無料で配布してしまうと、それ以外の第三者によって支払われる ことになってしまいます。

## 理由②

ごみの量が多くなると、購入する可燃ごみ用指定ごみ袋(ピンク色)が多くなり、ごみ処理手数料の負担が増えるため、ごみの減量につながることが期待できます。

無料で配布してしまうと、ごみを減量する意識が薄れてしまいます。

#### ※他の指定ごみ袋(プラスチック製容器包装とミックスペーパー)

- ごみ分別の推進につながるため景品や粗品に利用することはかまいません。
- ごみ処理手数料ではありません。

以上のことをご理解いただき、指定ごみ袋の適切な使用とごみの減量化推進のため、ご協力をよろしくお願いします。

○購入希望者が景品や粗品に使用されるおそれのあるとき、指定ごみ袋取扱店は、 可燃ごみ用指定ごみ袋を販売できません。

発行者 南知多町役場 環境課 〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 Tel 65-0711 Fax 65-0694 E-mail: kankvo@town.minamichita.lg.jp